

相続のこと、今のうちに相談してみませんか。

もめる遺産分割

遺産分割が一番長期化しやすいのは、不動産をめぐって方針が対立する場合です。

相続人のうちの1人が不動産に住居を続けている場合、流動資産が十分に準備されていないければ、退去して売却せざるを得ないのかどうか、難しい判断に迫られます。

居住を続けている相続人は、長年住み続けた家ですので、引越したくないと思っているけども、遺産として残された流動資産（例えば、預貯金、株式・投資信託などの有価証券など）が少額で、自分自身もあまり資産がないとなると、他の相続人に代償金を払って不動産を単独所有とすることは困難になります。

逆に、居住していない相続人の立場から見ると、現在の好調な不動産市況からすると、想定よりも高く売れる可能性がけっこう高いのではないかと期待してしまします。

これだけでも長期化しそうですが、さらに、不動産がもともと被相続人と複数の相続人で共有名義になっている場合には、10年、20年とびっくりするほど長期化する事例があります。



弁護士
田阪 裕章
(大阪弁護士会所属)



例えば、お子さんが2名いらっしゃる方が、2人の子に平等にと想着て、自宅の土地・建物の名義を、ご自分と配偶者に加えて、お子さん2人の、計4名の共有名義にしておいたというようなケースです。

将来的には、お子さん2人仲良く、半分ずつ取得することになるので、売る場合も売らない場合も、どちらかの取り分が多くなつて不満に思うことはないと考えたのかもしれません。

ところが、売るか売らないかでお子さん2人の意見が対立しはじめ、配偶者の方は、居住を続けているので売却したくないものの、代償金を支払う余裕がないなど、相続人間で利害が複雑に絡み合い、遺産分割が泥沼化してしまうというようにも容易に想定されます。

遺産分割の解決だけでなく、共有状態の解消まで含めると解決に何年かかるのかも見通せないということにもなりかねません。

親族（親子）だからといって、安易に共有名義にしないということが非常に重要なのですが、万が一、共有名義の不動産を含む遺産分割をすることになった場合には、できるだけ早く弁護士に相談することをお勧めします。



田阪
法律事務所

TASAKA
LAW OFFICE

まずはお予約を [受付/9:00から20:00]

050-3628-2026

<https://souzoku.t-bengo.com/contact/>

大阪市北区堂島1-1-5 関電不動産梅田新道ビル4階



大阪メトロ御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋」駅 徒歩4分
JR東西線「北新地」駅 徒歩7分
JR東海道本線「大阪」駅 徒歩9分

